

川崎市税公告第132号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）  
 第10条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定に基づく平成28年川  
 崎市税公告第61号において、別途公告することとしている期日（地方税法  
 （昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類  
 の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告  
 等」という。）に関する期限（法人の市民税に係るものを除く。））につい  
 ては、次のとおりとします。

平成28年9月2日

川崎市長 福田 紀彦

	対象となる申告等の期限	指定する期日
1	平成28年4月14日から平成28年6月30日までの間に 到来する固定資産税・都市計画税及び個人の市民税・県 民税の普通徴収に係る税額の納付の期限	平成28年9月30日
2	平成28年7月1日から平成28年8月1日までの間に到 来する固定資産税・都市計画税に係る税額の納付の期限	平成28年11月30日
3	平成28年7月1日から平成28年8月31日までの間に 到来する個人の市民税・県民税の普通徴収に係る税額の 納付の期限	平成28年11月30日
4	平成28年9月1日から平成28年10月31日までの間に 到来する個人の市民税・県民税の普通徴収に係る税額の 納付の期限	平成29年1月4日
5	平成28年11月1日から平成29年1月31日までの間に 到来する個人の市民税・県民税の普通徴収に係る税額の 納付の期限	平成29年2月28日
6	給与所得に係る個人の市民税・ 県民税の特別徴収税額の納入の 期限のうち右に掲げる期日に到 来するもの	平成28年5月10日
		平成28年6月10日
		平成28年7月11日
		平成28年8月10日
		平成28年9月12日
7	1の項から6の項までに掲げる期限以外の申告等の期限 （法人の市民税に係るものを除く。）	平成28年9月30日